

青森県後期高齢者医療広域連合の給与等について

青森県後期高齢者医療広域連合職員等の給与と職員数などの状況についてお知らせします。

1 総括

(1) 人件費の状況(一般会計決算)

区分 年度	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)前年度 の人件費率
	千円	千円	千円	%	%
R6	678,249	52,275	19,255	2.8	3.2

(注)市町村から派遣されている職員の人件費については、通勤手当・時間外勤務手当・休日勤務手当・単身赴任手当は広域連合から直接支出されていますが、それ以外は派遣元から支出されています。

派遣元から支出された人件費については、年度末に清算し人件費負担金として派遣元に支出しています。令和6年度の派遣職員人件費負担金額は 123,109 千円 です。

(2) 職員給与費の状況(一般会計決算)

区分 年度	職員数	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
	人	千円	千円	千円	千円
R6	2	7,386	7,155	1,663	16,204

(注) 1 職員手当には、退職手当を含みません。

2 職員数には、市町村から派遣されている職員は含まれていませんが、職員手当には、市町村から派遣されている職員に支給された管理職手当、通勤手当、時間外勤務手当及び単身赴任手当が含まれています。

また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員を含みません。

(3) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

① 給料表の見直し[令和7年4月1日]

国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の給料月額の上昇を実施。

② その他の見直し内容[令和7年4月1日]

国及び県の見直し内容を踏まえて、見直しを実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
63.7 歳	307,750 円	357,340 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職員(市町村から派遣されている職員は含まれていません。)の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる管理職手当、通勤手当などの諸手当の額を合計したものです。

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	広域連合	国
大 学 卒	232,000 円	232,000 円
高 校 卒	200,300 円	200,300 円

3 級別職員数の状況

(1) 級別職員数及び給料表の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主 事	1 人	4.3 %
2 級	主 事	2 人	8.8 %
	主 任	1 人	4.3 %
	主 査	3 人	13.0 %
3 級	主 査	7 人	30.4 %
	レセプト点検専門官	0 人	0.0 %
	保健事業推進員	1 人	4.3 %
	主 幹	1 人	4.3 %
4 級	主 幹	3 人	13.0 %
5 級	課 長・副 参 事・主 幹	2 人	8.8 %
6 級	事務局長・課 長	2 人	8.8 %
7 級	困難な業務を所掌する事務局長	0 人	0.0 %
8 級	特に困難な業務を所掌する事務局長	0 人	0.0 %

(注) 青森県後期高齢者医療広域連合の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

○ 昇給への人事評価の活用状況

平成 28 年度から職員を対象とした能力・業績に基づく人事評価を実施している。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

広 域 連 合	国
1 人当たり平均支給額(令和 6 年度)786 千円	—
(令和 6 年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 (1.400)月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.000)月分	(令和 6 年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 (1.400)月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.025)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況

平成 28 年度から職員を対象とした能力・業績に基づく人事評価を実施している。

(2) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	2,452 千円
職員1人当たりの平均支給年額(令和6年度決算)	144 千円
支給実績(令和5年度決算)	3,544 千円
職員1人当たりの平均支給年額(令和5年度決算)	161 千円

(注)市町村から派遣されている職員に支給された分も含まれています。

(3) その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単位 (月額)	国の制度 との異同	国の制度と異なる 内容	支給実績 (R6 度決算)	支給職員1人当 り平均支給年額 (R6 度決算)
扶養 手当	配偶者や子などを扶養してい る場合に支給されます。 配偶者 6,500 円 子 10,000 円 子(16 歳年度初め～ 22 歳年度末)加算 5,000 円 父母等 6,500 円	同		0 千円	0 円
通勤 手当	交通機関や自家用車などで通 勤することを常例としている場 合に支給されます。 バスや電車などの公共交通 機関利用の場合 最高 90,000 円 自家用車など利用の場合 最高 46,000 円	異なる	バスや電車などの 公共交通機関利用 の場合の最高額 (国は、55,000 円) 自家用車など利用 の場合の最高額 (国は、31,600 円)	2,314 千円	192,828 円
住居 手当	借家や借間の家賃を負担して 住んでいる場合に支給されま す。 最高 27,000 円	同		0 千円	0 円
单身 赴任 手当	派遣されたことに伴い、配偶者 と別居して単身で生活すること となった場合に支給されます。 最高 100,000 円	同		720 千円	360,000 円

寒冷地 手当	寒冷地に勤務する職員に支給 されます。 支給期間 11～3月までの5か月間 扶養親族がある場合 世帯主 17,800円 扶養親族がない場合 世帯主 10,200円 その他 7,360円	同		0千円	0円
休日 勤務 手当	休日等において、正規の勤務 時間中に勤務することを命ぜ られた職員に支給されます。 支給額＝勤務1時間当たりの 給与額×135/100 ×勤務時間数	同		0千円	0円
管理職 手当	管理又は監督の地位にある職 員のうち、規則で指定するもの に支給されます。 (支給額) 事務局長 48,200円 総務課長 36,900円 業務課長 54,000円 副参事 15,000円	異なる	(国の支給額は、 46,300円 ～130,300円)	1,669千円	556,400円
管理 職員 特別 勤務 手当	管理職手当の支給を受ける職 員が臨時又は緊急の必要その 他の公務の運営の必要により 週休日又は休日等に勤務した 場合に支給されます。 (勤務1回につき) 事務局長 8,500円 総務課長 6,000円 業務課長 8,500円 副参事 3,000円	異なる	(国は勤務1回につ き、最高18,000円)	0千円	0円

(注)通勤手当については、市町村から派遣されている職員に支給された分も含まれています。

5 特別職の報酬の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	報酬(年額)
広域連合長	60,000 円
副広域連合長	47,000 円
議 長	42,000 円
副 議 長	35,000 円
議 員	28,000 円

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			R6	R7		
公営企業等会計	公営企業等会計	その他	2	2	0	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 R6の職員数は令和6年4月1日現在、R7は令和7年4月1日現在の人数です。

3 この他にR6・R7は、市町村から20名が派遣されています。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	20 歳 未 満	20 歳 ～ 23 歳	24 歳 ～ 27 歳	28 歳 ～ 31 歳	32 歳 ～ 35 歳	36 歳 ～ 39 歳	40 歳 ～ 43 歳	44 歳 ～ 47 歳	48 歳 ～ 51 歳	52 歳 ～ 55 歳	56 歳 ～ 59 歳	60 歳 以 上	計
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人 2	人 2